

# 第1回厚真町議会定例会説明資料

令和8年3月4日

## 目次

厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任について	2頁
令和7年度厚真町一般会計補正予算（第16号）について	3頁～8頁
厚真町議会の議決事件に関する条例の一部改正について	9頁
厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	10頁～12頁
厚真町手数料徴収条例の一部改正について	13頁
厚真町職員旅費支給条例の一部改正について	14頁～15頁
厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について	16頁～17頁
証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について	18頁
厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について	19頁～24頁
厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正について	25頁
厚真町高齢者生活支援条例の一部改正について	26頁～31頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	32頁～57頁
厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	58頁
厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例の全部改正について	59頁～68頁
準用河川ハビウ川改修工事の請負契約の変更について	69頁
指定管理者の指定について（厚真町穀類乾燥調製貯蔵施設）	70頁～71頁
指定管理者の指定について（厚真町有牧野宇隆牧場）	72頁
厚真町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	73頁
専決処分（北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その2）請負契約の変更）の報告について	74頁
専決処分（北部厚真川左岸道路改良舗装工事（その3）請負契約の変更）の報告について	75頁



# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	4	事業	1039
事業名	幌内沢地区道営ほ場整備事業				所管G		農業農村整備G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
2,415		518	1,300	536	61	幌内沢地区道営ほ場整備事業 分担金 536			

◆ 補正の目的

継続的な事業のため年度当初より切れ間なく事業展開するため

別添資料	有
------	---

◆ 事業の概要

1 事業内容  
附帯工一式

2 総事業費  
19,319千円

3 地元負担率  
12.5%  
うち、道補助金 (対象経費×3.875%)  
受益者分担金 (対象経費×4%)  
町負担金 (対象経費×4.625%+対象外分)

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	4	事業	1186	
事業名	上鹿沼第1地区道営ほ場整備事業				所管G		農業農村整備G			
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳				
56,137		9,624	32,300	14,156	57	上鹿沼第1地区道営ほ場整備事業 分担金 12,079 農業生産基盤整備事業負担金 2,077				
<p>◆ 補正の目的 継続的な事業のため年度当初より切れ間なく事業展開するため</p>										
									別添資料	有
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 事業内容 区画9. 9ha 附帯工一式</p> <p>2 総事業費 449,091千円</p> <p>3 地元負担率 12.5% うち、道補助金 (対象経費×3.875%) 受益者分担金 (対象経費×4%) 町負担金 (対象経費×4.625%+対象外分)</p>										

この地図は建設省国土院院長の承認を得て同院発行の五万分の一地形図を縮小複製したものである。  
(承認番号) 平9、道標第146号



道営ほ場整備事業(事業費補正)実施地区位置図

1039: 幌内沢

1186: 上鹿沼第1

◎道営ほ場整備事業概要

事業番号	地区名	概要	総事業費				財源内訳(地元負担分)			
			国 (55%)	道 (32.5%)	地元負担 (12.5%)	国道支出金	分担金	地方債	一般財源	
1039	幌内沢	附帯工	19,319	10,625	6,279	2,415	518	536	1,300	61
1186	上鹿沼第1	区画9.9ha 区画附帯工	449,091	247,000	145,954	56,137	11,701	12,079	32,300	57
合 計			468,410	257,625	152,233	58,552	12,219	12,615	33,600	118

(千円)

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	15	項	1	目	1	事業	1106
事業名	農業施設等災害復旧事業				所管G		農業農村整備G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
31,000					31,000				

◆ 補正の目的

令和7年9月20日から21日の大雨により農業施設等に被災された方に対し補助金の交付等、緊急に必要な措置を実施するため、「災害復旧事業特別要綱」を制定し、被災者の生活安定及び生産基盤の早期復旧を図ることを目的とする。

別添資料	有
------	---

◆ 事業の概要

1 対象事業

総事業費が10万円以上の下記の事業が対象

- (1) 農業用施設等の復旧事業
- (2) 農用地及び用排水施設の復旧事業
- (3) 農道の復旧事業

2 事業実施主体 厚真町土地改良区

3 被災位置及び被災状況

別添のとおり

4 補助率

		補助率(%)	【例】総事業費150万円の場合
①	事業費500,000円以下	75	50万円×75%=375,000円
②	事業費500,000円を超え1,000,000円以下	85	50万円×85%=425,000円
③	事業費1,000,000円を超える	95	50万円×95%=475,000円
			補助127.5万円 自己負担22.5万円

5 事業費

- (1) 補助金 31,000,000円（施工管理費5%含）

令和7年9月20日から21日の大雨災害による農業施設等災害復旧概要

1. 災害被災地域 梶内、富里、高丘、東和、桜丘、朝日、本郷、梶里、宇隆、美里、豊沢、富野、豊川、共栄、共和、厚和、豊丘、軽舞、鹿沼

2. 災害復旧概要

(単位:箇所、m、ha、千円)

区分	被災種別	農地			水路工			明・暗きょ排水			その他農道、堰等			合計		
		戸数	面積(ha)	事業費	戸数	延長(m)	事業費	戸数	延長(m)	事業費	戸数	延長(m)箇所	事業費	戸数	事業費	補助金
当初	水田	20	27.50	20,900	29	870	6,500	54	2,295	12,330	37	農道 755m 堰 16箇所	10,700	140	50,430	44,208
	畑	15	0.95	2,800	-	-	-	1	40	200	9	農道 335m	3,100	25	6,100	4,965
	計	35	28.45	23,700	29	870	6,500	55	2,335	12,530	46	農道1,090m 堰 16箇所	13,800	165	56,530	49,173
今回 補正額	水田	8	9.06	9,557	9	1,580	1,780	10	4,220	9,131	9	農道 940m	2,685	27	23,153	22,816
	畑	4	9.22	4,515	-	-	-	1	40	295	1	農道 100m	2,807	6	7,617	6,666
	計	12	18.28	14,072	9	1,580	1,780	11	4,260	9,426	10	農道1,040m	5,492	33	30,770	29,482
補正後計	計	47	46.73	37,772	38	2,450	8,280	66	6,595	21,956	56	農道2,130m 堰 16箇所	19,292	207	87,300	78,655

3. 災害復旧対策補助(農業施設等被災に対する災害復旧特別要綱)

◎ 災害復旧にかかる事業費に対し、累進加算的に補助率を向上させる。

(1件(戸)当り)	・事業費	50万円以下の部分	75%
	・事業費	50万円を超え100万円以下の部分	85%
	・事業費	100万円を超える部分	95%

(算出例) ・事業費 50万円の場合(50万円×75%=**37万5千円**)

・事業費 100万円の場合(50万円×75%+50万円×85%=**80万円**)

・事業費 150万円の場合(50万円×75%+50万円×85%+50万円×95%=**127.5万円**)



厚真町議会の議決事件に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 団体自治の根幹をなす町の意志や主張を内外に宣明し、もって町政運営の基本的な方向性を定める宣言の制定及び改廃に関する事項</u></p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正及び厚真町手数料徴収条例の一部改正について

1 改正理由

コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から印鑑登録証明書及び住民票の写しを交付するサービスの開始に伴い、関連する厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第8号）及び厚真町手数料徴収条例（平成12年条例第16号）の一部を改正する。

2 本町におけるコンビニ交付サービスの概要

(1) 開始時期

令和8年5月1日（予定）

(2) 取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

(3) 利用時間

午前6時30分から午後11時まで（12月29日から1月3日までを除き無休）

(4) 利用店舗

多機能端末機が設置されている全国のコンビニエンスストア等店舗

3 改正内容及び施行日

(1) 厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例

コンビニ交付サービスの導入に伴い、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付が受けられることを規定する。

施行日：令和8年4月1日

(2) 厚真町手数料徴収条例

証明書の種類	改正前手数料	改正後手数料	
		窓口交付 (オンライン申請を含む)	多機能端末機 による交付
住民票の写し	100円	100円（据え置き）	300円
印鑑登録証明書	200円	200円（据え置き）	
<b>【多機能端末機（コンビニ等）による交付手数料の積算根拠】</b>			
・コンビニ事業者等への委託手数料		1通あたり	117円
・BCLコンビニ交付証明発行機能利用料		1通あたり	180円
		合計	297円（≒300円）
※BCL：「自治体基盤クラウドシステム」の略称			

施行日：令和8年4月1日

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 (略) (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>被登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。<u>以下同じ。)</u>が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を提示し、町長が指定する電子計算機に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号を自ら入力して、規則に定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p><u>第15条の2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機(本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)</u>により、印鑑登録証明書の交付を受けることが</p>	<p>第1条～第14条 (略) (印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)</u>が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を提示し、町長が指定する電子計算機に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号を自ら入力して、規則に定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請することができる。</p> <p>3 (略)</p>

厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>できる。</u> 第16条～第19条 (略)</p>	<p>第16条～第19条 (略)</p>

厚真町手数料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 印鑑に関する証明手数料 1件につき 200円(<u>多機能端末機により交付する場合は300円</u>)</p> <p>(20)～(28) (略)</p> <p>(29) 住民票写交付手数料 1通につき 100円(<u>多機能端末機により交付する場合は300円</u>)</p> <p>(30)～(47) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 印鑑に関する証明手数料 1件につき 200円</p> <p>(20)～(28) (略)</p> <p>(29) 住民票写交付手数料 1通につき 100円</p> <p>(30)～(47) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p>

厚真町職員旅費支給条例新旧対照表

改正後										改正前										
第1章 総則 第1条～第7条の2 (略) 第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第8条～第12条 (略) 第3章 日当及び宿泊料 第13条～第16条 (略) 第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料 第17条 (略) 第5章 雑則 第18条～第19条 (略) 附 則 (略) 別表(第1条関係) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料										第1章 総則 第1条～第7条の2 (略) 第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 第8条～第12条 (略) 第3章 日当及び宿泊料 第13条～第16条 (略) 第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料 第17条 (略) 第5章 雑則 第18条～第19条 (略) 附 則 (略) 別表(第1条関係) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料										
区分		町外					町内			区分		町外					町内			
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日に)	宿泊料(1泊につき)	鉄道賃(1キロメートルにつき)	車賃(1キロメートルにつき)	宿泊料(1泊につき)		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日に)	宿泊料(1泊につき)	鉄道賃(1キロメートルにつき)	車賃(1キロメートルにつき)	宿泊料(1泊につき)	
町長・副町長・教育長・職員	片道10キロメートル	普通運賃	グ	実	円	円	円	実	円	円	町長・副町長・教育長・職員	片道10キロメートル	普通運賃	グ	実	円	円	円	実	円
				37	1,100	1,050		37	1,200						37	1,180			37	1,200

厚真町職員旅費支給条例新旧対照表

改正後										改正前											
	以上の	ン										以上の	ン								
	旅行	料										旅行	料								
		金											金								
付記										付記											
<p>1 町議会及び各種委員会の職員の旅費定額は、本表中職員に準ずるものとする。</p> <p>2 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては、急行料金を支給する。</p> <p>3 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合においては、その乗車に要した特急料金を支給する。</p> <p>4 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。</p>										<p>1 町議会及び各種委員会の職員の旅費定額は、本表中職員に準ずるものとする。</p> <p>2 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては、急行料金を支給する。</p> <p>3 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合においては、その乗車に要した特急料金を支給する。</p> <p>4 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。</p>											

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後										改正前									
附則 (略) 別表(第5条、第6条関係)										附則 (略) 別表(第5条、第6条関係)									
町外					町内					町外					町内				
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(陸路1キロメートルにつき)	日当(1泊料1夜につき)	宿泊料(1夜につき)	鉄道賃	車賃(陸路1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(陸路1キロメートルにつき)	日当(1泊料1夜につき)	宿泊料(1夜につき)	鉄道賃	車賃(陸路1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)	
片道100キロメートル未満の旅行	普通運賃	グリーン料金	実費	円	円	円	実費	円	円	片道100キロメートル未満の旅行	普通運賃	グリーン料金	実費	円	円	円	実費	円	円
				371,300	11,500		371,300	11,500						371,300	9,800		371,300	9,800	

厚真町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後										改正前									
ル										ル									
以										以									
上										上									
の										の									
旅										旅									
行										行									
<p>附記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町外出張の場合で、鉄道若しくは公用車100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行には、日当を支給しない。</li> <li>2 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては、急行料金を支給する。</li> <li>3 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合においては、その乗車に要した特急料金を支給する。</li> <li>4 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。</li> </ol>										<p>附記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町外出張の場合で、鉄道若しくは公用車100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行には、日当を支給しない。</li> <li>2 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては、急行料金を支給する。</li> <li>3 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合においては、その乗車に要した特急料金を支給する。</li> <li>4 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。</li> </ol>									

証人等の費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後						改正前							
第1条～第4条 (略)						第1条～第4条 (略)							
附則						附則							
(略)						(略)							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
鉄道賃		船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料
片道100キロメートル未満の旅行	普通運賃	グリーン料金	実費	陸路1キロメートルにつき	1日に1,300円	1夜につき11,500円	片道100キロメートル未満の旅行	普通運賃	グリーン料金	実費	陸路1キロメートルにつき	1日に1,300円	1夜につき9,800円
片道100キロメートル以上の旅行	グリーン料金			につき37円			片道100キロメートル以上の旅行	グリーン料金			につき37円		
附記						附記							
1 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては、急行料金を支給する。						1 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては、急行料金を支給する。							
2 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合には、その乗車に要した特急料金を支給する。						2 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合には、その乗車に要した特急料金を支給する。							
3 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。						3 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。							

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後				改正前			
第1条～第5条 (略)				第1条～第5条 (略)			
附 則				附 則			
(略)				(略)			
別表第1(第1条関係)				別表第1(第1条関係)			
報酬額				報酬額			
区分		報酬の 区分	報酬額(円)	区分		報酬の 区分	報酬額(円)
農業委員会委員	会長	月額	<u>72,000</u>	農業委員会委員	会長	月額	<u>68,000</u>
	会長代理		<u>47,000</u>		会長代理		<u>45,000</u>
	委員		<u>42,000</u>		委員		<u>40,000</u>
	農地利用最適化業務	年額	活動及び成果に応じた報酬で町長が別に定める額		農地利用最適化業務	年額	活動及び成果に応じた報酬で町長が別に定める額
監査委員	識見を有する者	月額	<u>76,000</u>	監査委員	識見を有する者	月額	<u>72,000</u>
	議員選出		<u>46,000</u>		議員選出		<u>44,000</u>
教育委員会委員			<u>34,000</u>	教育委員会委員			<u>32,000</u>
選挙管理委員会委員	委員長	日額	<u>10,600</u>	選挙管理委員会委員	委員長	日額	<u>10,000</u>
	委員		<u>10,000</u>		委員		<u>9,500</u>
選挙長、投票管理者、開票管理者、期日前投票管理者及び職務代理者		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく額(選挙長、投票管理者、開票管理者及び期日前投票管理者)		選挙長、投票管理者、開票管理者、期日前投票管理者及び職務代理者		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づく額(選挙長、投票管理者、開票管理者及び期日前投票管理者)	
選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票立会人				選挙立会人、投票立会人、開票立会人及び期日前投票立会人			

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後		改正前	
	(以下これらを「管理者等」という。)それぞれの職務代理者の額は、それぞれ当該管理者等の額に準ずる。)		(以下これらを「管理者等」という。)それぞれの職務代理者の額は、それぞれ当該管理者等の額に準ずる。)
特別職報酬等審議会委員	10,000	特別職報酬等審議会委員	9,500
情報公開・個人情報保護審査会委員	10,000	情報公開・個人情報保護審査会委員	9,500
行政不服審査会委員	10,000	行政不服審査会委員	9,500
防災会議委員	10,000	防災会議委員	9,500
国民保護協議会委員	10,000	国民保護協議会委員	9,500
広報委員会委員	10,000	広報委員会委員	9,500
固定資産評価員	10,000	固定資産評価員	9,500
固定資産評価審査委員会委員	10,000	固定資産評価審査委員会委員	9,500
民生委員推薦会委員	10,000	民生委員推薦会委員	9,500
厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	10,000	厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	9,500
予防接種健康被害調査委員会委員	10,000	予防接種健康被害調査委員会委員	9,500
介護保険運営協議会委員	10,000	介護保険運営協議会委員	9,500
東胆振3町障害程度区分認定審査会委員	14,300	東胆振3町障害程度区分認定審査会委員	13,500
東胆振3町介護認定審査会委員	14,300	東胆振3町介護認定審査会委員	13,500
指定管理者評価委員	14,300	指定管理者評価委員	13,500
まちづくり委員会委員	10,000	まちづくり委員会委員	9,500
都市計画審議会委員	10,000	都市計画審議会委員	9,500

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後						改正前					
行政評価外部評価委員会委員			10,000			行政評価外部評価委員会委員			9,500		
学校給食センター運営委員会委員			10,000			学校給食センター運営委員会委員			9,500		
社会教育委員			10,000			社会教育委員			9,500		
青少年健全育成委員会委員			10,000			青少年健全育成委員会委員			9,500		
生涯学習推進委員会委員			10,000			生涯学習推進委員会委員			9,500		
スポーツ推進委員			10,000			スポーツ推進委員			9,500		
嘱託獣医			10,000			嘱託獣医			9,500		
子ども・子育て会議委員			10,000			子ども・子育て会議委員			9,500		
嘱託医		年額	91,000			嘱託医		年額	86,000		
学校医・学校歯科医			91,000			学校医・学校歯科医			86,000		
学校薬剤師			45,000			学校薬剤師			43,000		
産業医			227,000			産業医			215,000		
身体障がい者相談員			26,600			身体障がい者相談員			25,100		
知的障がい者相談員			26,600			知的障がい者相談員			25,100		
<p>付記 4時間未満の会議については、選挙管理委員長及び選挙管理委員並びに附属委員は1,500円減額とする。</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>町外費用弁償額</p>						<p>付記 4時間未満の会議については、選挙管理委員長及び選挙管理委員並びに附属委員は1,500円減額とする。</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>町外費用弁償額</p>					
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料
片道100キロメートル未満の旅行	普通運賃	グ	実	陸路1キロメートルにつき	1日につき1,300円	1夜につき11,500円	片道100キロメートル未満の旅行	普通運賃	グ	実	陸路1キロメートルにつき
片道10	グ	金	き	3			片道10	グ	金	き	3

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後						改正前					
0キロメ ートル 以上の 旅行 料金			7円			0キロメ ートル 以上の 旅行 料金			7円		
<p>付記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町外出張の場合で、鉄道若しくは公用車100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行には、日当を支給しない。</li> <li>2 北海道外の旅行には、本表に定める日当及び宿泊料の定額を、それぞれ3割増として支給する。</li> <li>3 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては急行料金を支給する。</li> <li>4 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合には、その乗車に要した特急料金を支給する。</li> <li>5 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。</li> </ol>						<p>付記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町外出張の場合で、鉄道若しくは公用車100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行には、日当を支給しない。</li> <li>2 北海道外の旅行には、本表に定める日当及び宿泊料の定額を、それぞれ3割増として支給する。</li> <li>3 急行料金を徴する路線による旅行にして、片道50キロメートル以上のものにあつては急行料金を支給する。</li> <li>4 特急料金を徴する路線による旅行にして、必要により特急料金を徴する列車に乗車した場合には、その乗車に要した特急料金を支給する。</li> <li>5 特別の必要により上級車に乗車した場合は、その乗車した運賃による。</li> </ol>					

非常勤公職者の報酬額の改定について

(円)

区 分		報酬の区分	現 報酬額	改定額	増加額
農業委員会委員	会長	月額	68,000	72,000	4,000
	会長代理		45,000	47,000	2,000
	委員		40,000	42,000	2,000
監査委員	識見を有する者	月額	72,000	76,000	4,000
	議員選出		44,000	46,000	2,000
教育委員会委員			32,000	34,000	2,000
選挙管理委員会委員	委員長	日額	10,000	10,600	600
	委員		9,500	10,000	500
特別職報酬等審議会委員			9,500	10,000	500
情報公開・個人情報保護審査会委員			9,500	10,000	500
行政不服審査会委員			9,500	10,000	500
防災会議委員			9,500	10,000	500
国民保護協議会委員			9,500	10,000	500
広報委員会委員			9,500	10,000	500
固定資産評価員			9,500	10,000	500
固定資産評価審査委員会委員			9,500	10,000	500
民生委員推薦会委員			9,500	10,000	500
厚真町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員			9,500	10,000	500
予防接種健康被害調査委員会委員			9,500	10,000	500
介護保険運営協議会委員			9,500	10,000	500
東胆振3町障害程度区分認定審査会委員			13,500	14,300	800
東胆振3町介護認定審査会委員			13,500	14,300	800
指定管理者評価委員			13,500	14,300	800
まちづくり委員会委員			9,500	10,000	500
都市計画審議会委員			9,500	10,000	500
行政評価外部評価委員会委員			9,500	10,000	500
学校給食センター運営委員会委員			9,500	10,000	500
社会教育委員			9,500	10,000	500
青少年健全育成委員会委員			9,500	10,000	500

(円)

区 分	報酬の区分	現 報酬額	改定額	増加額
生涯学習推進委員会委員	日額	9,500	10,000	500
スポーツ推進委員		9,500	10,000	500
嘱託獣医		9,500	10,000	500
子ども・子育て会議委員		9,500	10,000	500
嘱託医	年額	86,000	91,000	5,000
学校医・学校歯科医		86,000	91,000	5,000
学校薬剤師		43,000	45,000	2,000
産業医		215,000	227,000	12,000
身体障がい者相談員		25,100	26,600	1,500
知的障がい者相談員		25,100	26,600	1,500

※ 4時間未満の会議については、選挙管理委員長及び選挙管理委員並びに附属委員は1,500円減額とする。

厚真町一般職の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第18条の5（略）                      (住居手当)                      第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第13条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2～3（略）                      第20条～第21条（略）                      附 則                      1～10（略）                      別表第1～別表第2（略）</p>	<p>第1条～第18条の5（略）                      (住居手当)                      第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(<u>町有職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。</u>)</p> <p>(2) 第13条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(<u>町有職員住宅その他規則で定める住宅を除く。</u>)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2～3（略）                      第20条～第21条（略）                      附 則                      1～10（略）                      別表第1～別表第2（略）</p>

厚真町高齢者生活支援条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(支援事業)</p> <p>第2条 町は、<u>予算の範囲内において</u>、生活支援に関する事業として、<u>別表</u>に掲げる事業を行う。</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支援事業)</p> <p>第2条 町は、生活支援に関する事業として、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) <u>軽度生活援助事業</u></p> <p>(2) <u>生きがい活動支援通所事業</u></p> <p>(3) <u>生活管理指導短期宿泊事業</u></p> <p>(4) <u>緊急通報装置設置事業</u></p> <p>(5) <u>寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</u></p> <p>(6) <u>外出支援サービス事業</u></p> <p>(7) <u>その他町長が必要と認めた事業</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(事業の内容及び対象者)</p> <p>第4条 <u>第2条に掲げる事業の内容及び対象者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>軽度生活援助事業</u></p> <p>ア <u>事業の内容 在宅の高齢者の自立生活の持続と、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行う事業</u></p> <p>イ <u>事業の対象者 在宅のひとり暮らしの高齢者その他これに準ずると認められる者</u></p> <p>(2) <u>生きがい活動支援通所事業</u></p> <p>ア <u>事業の内容 デイサービスセンターにおいて、日常生活訓練、食事、送迎、入浴その他のサービスを提供する事業</u></p> <p>イ <u>事業の対象者 心身共に虚弱な在宅の高齢者</u></p> <p>(3) <u>生活管理指導短期宿泊事業</u></p> <p>ア <u>事業の内容 要介護状態への進行</u></p>

厚真町高齢者生活支援条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>を防止するため、特別養護老人ホーム等において短期の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調調整を行う事業</u></p> <p><u>イ 事業の対象者 在宅の高齢者</u></p> <p><b>(4) 緊急通報装置設置事業</b></p> <p><u>ア 事業の内容 急病や緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、協力員の確保と緊急通報装置の設置を行う事業</u></p> <p><u>イ 事業の対象者 在宅のひとり暮らしの高齢者その他これに準ずると認められる者</u></p> <p><b>(5) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</b></p> <p><u>ア 事業の内容 寝具の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒のサービスを提供する事業</u></p> <p><u>イ 事業の対象者 在宅のひとり暮らしの高齢者その他これに準ずると認められる者であって寝具の衛生管理が困難なもの</u></p> <p><b>(6) 外出支援サービス事業</b></p> <p><u>ア 事業の内容 移送用車両により居宅から医療機関又はサービス提供施設への移送を行う事業</u></p> <p><u>イ 事業の対象者 在宅の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの又は下肢が不自由なもの</u></p> <p><u>(利用の申請等)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>前条の事業に係るサービスを利用しようとする者は、あらかじめ申請者を町長に提出し、承認を受けなければならない。</u></p>

厚真町高齢者生活支援条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>2 町長は、前項に規定する利用の申請に基づき、申請者及び申請者の属する世帯の状況等について審査を行い、決定内容を申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(利用者の負担)</u></p> <p><u>第6条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める基準により、当該サービスに要した費用の全部又は一部を負担するものとする。ただし、利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護世帯の場合は、実費に相当する費用を除いて、負担を要しないものとする。</u></p> <p><u>(利用者負担及び実費に相当する費用の納期限)</u></p> <p><u>第7条 前条の規定による利用者負担及び実費に相当する費用は、所定の納入通知書により毎月末日までの分を翌月末日までに納付しなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(利用者負担及び実費に相当する費用の減免等)</u></p> <p><u>第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき利用者負担の全部又は一部を納付することができないと認めるときは、当該利用者の申請により、利用者負担金の徴収を猶予又は減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の世帯の生計を主として維持する者(以下「生計中心者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたと</u></p>

厚真町高齢者生活支援条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に基づく事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 1245 774 1939"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活管理指導短期宿泊事業</td> <td>要介護状態への進行を防止するため、特別養護老人ホーム等において短期の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の対象となる部分を除く。)</td> <td>1 社会的理由若しくは私的理由又は家族の状況の変化により、一時的に保護を要すると町長が認めた高齢者 2 要介護者及び要支援者で区分支給限度基準額を超えた者であつて、緊急的に保護を要すると町長が認めた者</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	対象者	生活管理指導短期宿泊事業	要介護状態への進行を防止するため、特別養護老人ホーム等において短期の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の対象となる部分を除く。)	1 社会的理由若しくは私的理由又は家族の状況の変化により、一時的に保護を要すると町長が認めた高齢者 2 要介護者及び要支援者で区分支給限度基準額を超えた者であつて、緊急的に保護を要すると町長が認めた者	<p>き。</p> <p>(2) 生計中心者が死亡したこと又はその者が心身に重大な傷害を受け、若しくは長期入院により、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止若しくは事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p> <p>(4) 生計中心者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>(5) その他特別な理由により町長が特に必要と認めたとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="809 1245 1353 1980"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>利用者負担基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 軽度生活援助事業</td> <td>厚生労働大臣が定める介護予防訪問介護の要支援1単価の1割相当額</td> </tr> <tr> <td>2 生きがい活動支援通所事業</td> <td>厚生労働大臣が定める介護予防通所介護の要支援1単価及び各加算単価の合計の1割相当額</td> </tr> <tr> <td>3 生活管理指導短期宿泊事業</td> <td>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護の要支援1単価の1割相当額</td> </tr> <tr> <td>4 緊急通報装置設置事業</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>6 外出支援サービス事業</td> <td>町内 無料 町外 1往復 300円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	利用者負担基準	1 軽度生活援助事業	厚生労働大臣が定める介護予防訪問介護の要支援1単価の1割相当額	2 生きがい活動支援通所事業	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護の要支援1単価及び各加算単価の合計の1割相当額	3 生活管理指導短期宿泊事業	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護の要支援1単価の1割相当額	4 緊急通報装置設置事業	無料	5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	無料	6 外出支援サービス事業	町内 無料 町外 1往復 300円
事業名	内容	対象者																			
生活管理指導短期宿泊事業	要介護状態への進行を防止するため、特別養護老人ホーム等において短期の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の対象となる部分を除く。)	1 社会的理由若しくは私的理由又は家族の状況の変化により、一時的に保護を要すると町長が認めた高齢者 2 要介護者及び要支援者で区分支給限度基準額を超えた者であつて、緊急的に保護を要すると町長が認めた者																			
事業名	利用者負担基準																				
1 軽度生活援助事業	厚生労働大臣が定める介護予防訪問介護の要支援1単価の1割相当額																				
2 生きがい活動支援通所事業	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護の要支援1単価及び各加算単価の合計の1割相当額																				
3 生活管理指導短期宿泊事業	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護の要支援1単価の1割相当額																				
4 緊急通報装置設置事業	無料																				
5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	無料																				
6 外出支援サービス事業	町内 無料 町外 1往復 300円																				

厚真町高齢者生活支援条例新旧対照表

改正後			改正前	
緊急通報装置設置事業	在宅のひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病等の救急救助体制を構築する事業	ひとり暮らしの高齢者で身体上の理由により緊急事態に機敏に行動することが困難な者	7 その他町長が必要と認めた事業	必要に応じて実費相当額
補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴の高齢者に対し補聴器の購入に要する費用等の一部を助成する事業	聴力の低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要である高齢者	備考 円未満の単価が生じた場合は、円未満を切り捨てる。	
介護タクシー利用支援事業	在宅の要介護者が医療機関に通院するために介護タクシーを利用する場合において、その費用の一部を補助する事業（介護保険法による保険給付の対象となる部分を除く。）	在宅の高齢者であって、介護保険法による要支援又は要介護の認定を受けた者のうち、乗用車等一般の車両の利用が困難な者		
附 則 (施行期日)	この条例は、平成12年4月1日から施行する。	附 則 (施行期日)		
			1	この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (東日本大震災の被災者に対する事業対象者等の特例措置)
			2	町長は、第4条各号に規定する事業の対象者で同条各号の事業の利用を希望する者が東日本大震災の被災者であるときは、特例措置条例の施行日から平成24年3

厚真町高齢者生活支援条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>月31日までの期間において第1条に規定する本町に住所を有するものとみなして第2条に掲げるサービスを利用させることができるものとする。</u></p> <p>3 <u>町長は、前項の規定によりサービスを利用させるときは、第6条の規定にかかわらず、サービスに要した費用の全部又は一部の負担を免除するものとする。</u></p>

## 厚真町国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の内容

(1) 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）に伴う改正

- ① 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課基準に係る規定等についての改正。
- ② 国民健康保険の保険料の賦課限度額を66万円から67万円に引き上げる。
- ③ 低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準の変更  
低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準は被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準は被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げる。
- ④ その他所要の改正

#### 【主な改正条項】

第13条、第13条の2、第18条の6、第18条の13、第18条の14、第18条の15、第18条の16、第18条の17、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第22条の5

(2) 在留外国人被保険者等を対象とした保険料前納制度の制定

賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者を対象とし、通常の期別によらず保険料の算定を行った日の属する月の翌月末等に一括の前納納期限を設定する。

#### 【主な改正条項】

第20条の2

(3) 保険料率の改定

北海道の示す令和8年度国民健康保険料標準保険料率に合わせて保険料率の改定を行う。

#### 【主な改正条項】

第18条、第18条の6の6、第18条の11

#### 【令和8年度】

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療費給付分	8.72%	30,153円	29,684円	67万円
後期高齢者支援金分	2.50%	9,230円	9,086円	26万円
介護納付金分	2.04%	9,333円	7,283円	17万円
【新】 子ども・子育て支援分	0.29%	1,100円 (18歳以上)	1,000円	3万円

※所得割：加入者の所得から基礎控除額を差し引いた額に応じて計算

※均等割：加入者一人あたりの額

※平等割：1世帯あたりの額

【参考】令和7年度実績

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療費給付分	8.74%	30,514 円	30,287 円	66 万円
後期高齢者支援金分	2.61%	9,330 円	9,261 円	26 万円
介護納付金分	1.96%	9,375 円	7,354 円	17 万円

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第12条 (略) (保険料の賦課額)</p> <p>第13条 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同</p>	<p>第1条～第12条 (略) (保険料の賦課額)</p> <p>第13条 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>じ。)</p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)</u>並びに<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険</p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第18条 被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 第15条第1項の所得割の保険料率は<u>100分の8.72</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被保険者均等割</p>	<p>事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第18条 被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 第15条第1項の所得割の保険料率は<u>100分の8.74</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被保険者均等割</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第14条第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,153円</u>とする。</p> <p>(4) 第14条第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。））以外の世帯</p> <p style="text-align: right;"><u>29,684円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>14,842円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>22,263円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条の2から第18条の5の2 (略) (基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第14条の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第14条第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,514円</u>とする。</p> <p>(4) 第14条第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。））以外の世帯</p> <p style="text-align: right;"><u>30,287円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>15,143円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>22,715円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条の2から第18条の5の2 (略) (基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第14条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第18条の6の4の所得割の保険料率は<u>100分の2.50</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第18条の6の3の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,230円</u>とする。</p> <p>(4) 第18条の6の3世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,086円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>4,543円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>6,814円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第18条の6の4の所得割の保険料率は<u>100分の2.61</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第18条の6の3の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,330円</u>とする。</p> <p>(4) 第18条の6の3世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,261円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>4,630円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>6,945円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第18条の6の7～第18条の10 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第18条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 第18条の8第1項の所得割の保険料率は<u>100分の2.04</u>とする。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 被保険者均等割 第18条の8第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,333円</u>とする。</p> <p>(4) 世帯別平等割 第18条の8第1項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,283円</u>とする。</p>	<p>第18条の6の7～第18条の10 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第18条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 第18条の8第1項の所得割の保険料率は<u>100分の1.96</u>とする。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 被保険者均等割 第18条の8第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,375円</u>とする。</p> <p>(4) 世帯別平等割 第18条の8第1項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,354円</u>とする。</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条の12 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p>第18条の13 <u>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第22条、第22条の3、第22条の4及び第22条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県(都・道・附)の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</u></p> <p>イ <u>第22条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条の12 (略)</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>算額</u></p> <p><u>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u></p> <p><u>(3) 当該年度における第27条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第18条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第18条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に</u></p>	

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第18条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第18条の15の所得割の保険料率は100分の0.29とする。</u></p> <p><u>(2) 第18条の14の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。</u></p> <p><u>(3) 第18条の14の18歳以上被保険者均等割額は、対象の被保険者1人について200円とする。</u></p> <p><u>(4) 第18条の14の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円</u></p> <p><u>イ 特定世帯 500円</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 750円</u></p> <p><u>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第18条の17 第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p> <p>第19条 (略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p>	<p>第19条 (略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第21条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。</u> <u>(普通徴収に係る保険料の前納に係る納期)</u></p> <p><u>第20条の2 前条第一項の規定にかかわらず、地方税法第318条の規定により個人の町民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。）においては、普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる第1期とする。ただし、町長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる納期とする。</u></p> <p>2 <u>前条第3項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、町長において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険料の納期について、前条第3項の規定に基づきこれを定</u></p>	<p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。</u></p>



厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>む。次項において同じ。)に定める額の算定若しくは第22条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第18条の6の3、第18条の8若しくは第18条の14の額又は第22条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第22条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第22条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第22条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額</p>	<p>合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第18条の6の3の額又は第18条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に</p>	<p>(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢6</p>	<p>係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者は除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>31万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のう</p>	<p>つては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者は除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>57万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>
<p>ア・イ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>6万円</u>」とあるのは「26万円」と、前項中</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象と</u></p>	<p>「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>されるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</u></p> <p><u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険</u></p>	

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</u></p> <p><u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て</u></p>	

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>6 第18条の17第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第18条の17第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における<u>第15条第1項、第18条の6の4、第18条の9及び第18条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び同条第5項の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における<u>第15条第1項及び前条第1項</u>の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算し</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条」とあるのは</u></p>	<p>た金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2～3 (略)</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>「第18条の17」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の17第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第6項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第18条」とあるのは「第18条の17」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の17第2項」と、第6項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の17第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)とする(<u>第6項</u>に掲げる場合を除く)。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第18条の14」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>3万円</u>」と、<u>第2項中「第18条」とあるのは「第18条の17」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p><u>6</u> 当該年度において、<u>第22条</u>に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の<u>第14条</u>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）とする。</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、「<u>第22条第1項各号</u>」とあるのは「<u>第22条第3項</u></u></p>	<p>賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする(<u>第5項</u>に掲げる場合を除く)。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> 当該年度において、<u>第22条</u>に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の<u>第14条</u>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、<u>第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の</u></u></p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第18条の14」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、第7項中「第18条」とあるのは「第18条の17」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前</u></p>	<p>6」と読み替えるものとする。</p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</u></p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率(第22条第5項、第22条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p>2 <u>第18条の17第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第23条～第35条 (略)</p>	<p>第23条～第35条 (略)</p>

厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(牧野の所在地等)</p> <p>第2条 牧野の名称、所在地及び面積は、次のとおりとする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(牧野の所在地等)</p> <p>第2条 牧野の名称、所在地及び面積は、次のとおりとする。</p>		
名称	所在地	面積	名称	所在地	面積
			幌里牧場	勇払郡厚真町字幌里359番地ほか	228,411平方メートル
宇隆牧場	勇払郡厚真町字宇隆158番地3ほか	784,358平方メートル	宇隆牧場	勇払郡厚真町字宇隆158番地3ほか	784,358平方メートル
<p>第3条～第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>			<p>第3条～第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>		

## ○厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例について

### 1 経緯・趣旨

近年、脱炭素社会の実現に向け全国各地で再生可能エネルギー発電設備の導入が進められています。

再生可能エネルギーは、地域の財産として次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境や、安全で心身ともに健康的に暮らすことができる生活環境と調和がとれていることが前提であり、地域との共生が図られるものでなくてはなりません。

今般、本町においても、太陽光以外の自然資源を活用する再生可能エネルギー発電事業が計画されたことを踏まえ、あらためて、再生可能エネルギー発電施設全般について、本町行政区域における設置及び管理に関する事項を定めるため、厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例（令和2年条例第23号）を全部改正し、厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例を制定します。

### 2 条例の構成

第1条	目的	第12条	工事完了の届出
第2条	定義	第13条	再生可能エネルギー発電事業の承継
第3条	適用事業	第14条	廃止の届出
第4条	町の責務	第15条	維持管理
第5条	事業者の責務	第16条	報告の徴収
第6条	禁止区域	第17条	立入調査等
第7条	区域の指定	第18条	指導、助言及び勧告
第8条	配慮事項	第19条	命令
第9条	事前協議	第20条	公表
第10条	地域住民等への説明	第21条	国等の特例
第11条	届出	第22条	委任

### 3 目的〔第1条〕

当該条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定め、町民の安全で安心な生活環境の確保、良好な自然環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とします。

#### 4 定義 [第2条]

① 再生可能エネルギー発電設備	太陽光又は風力を電気に変換する設備及びこれらの設備と一体となって使用される蓄電池その他の附属設備
② 再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー発電設備を設置し、これを利用して発電、蓄電又は放電を行う事業
③ 事業区域	再生可能エネルギー発電事業を行う区域
④ 事業者	再生可能エネルギー発電事業を行う者
⑤ 地域住民等	ア 事業区域の周辺に居住している者 イ 事業区域の周辺の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者 ウ 事業区域の属する又は周辺の自治会 エ その他町長が特に認めた者

#### 5 適用事業 [第3条]

この条例は、発電出力が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業、系統用蓄電池を設置する発電事業に適用します。(ただし、建築物に発電設備を設置するものを除く。)

#### 6 町及び事業者の責務 [第4条・第5条]

町の責務	<p>① この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。</p> <p>② 事業者が、この条例の趣旨を尊重し、自然環境等の保全に努め、及び地域住民等の理解を得るように努めることができるよう、必要な支援を行います。</p> <p>③ 町が行う再生可能エネルギー発電事業については、この条例の制定趣旨を尊重し、安全で安心な生活環境及び良好な自然環境の保全に努めます。</p>
事業者の責務	<p>① 再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、関係法令等及び本条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めなければなりません。</p>

	<p>② 災害により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、町その他関係機関と協議の上、速やかに対処するとともに、その内容を地域住民等に周知しなければなりません。</p> <p>③ 発電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。</p> <p>④ 地域との共生に支障を生じさせないように、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければなりません。</p>
--	--

## 7 禁止区域 [第6条・第7条]

発電事業を禁止する区域（禁止区域）を指定します。

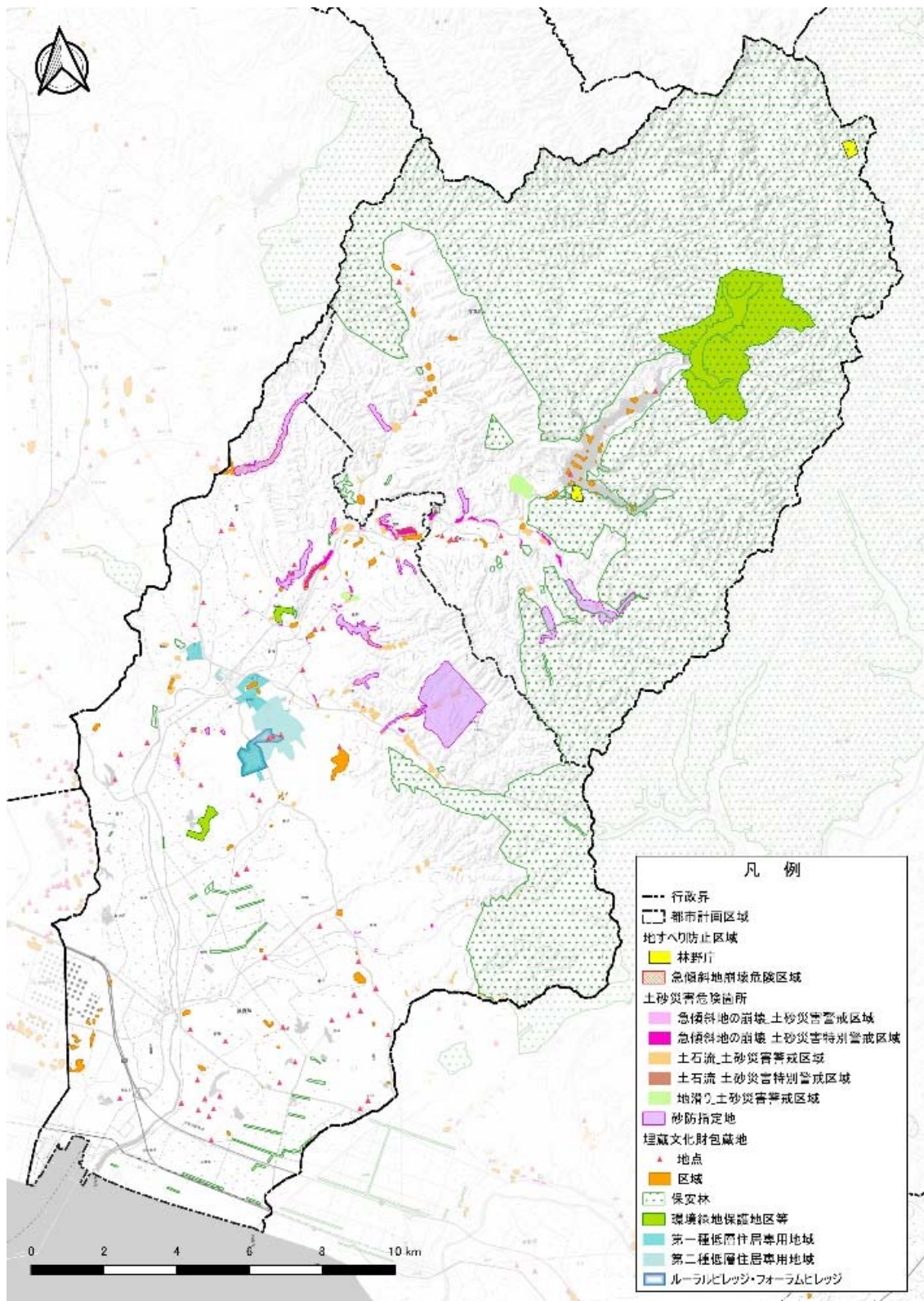
事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはなりません。ただし、再生可能エネルギー発電事業の内容が関係法令等の定めに適合しているものである場合は、この限りではありません。

禁止区域を指定、変更又は解除したときは、その旨を告示するものとします。

禁止区域	関係法令等
① 地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項
② 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項
③ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項
④ 砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
⑤ 埋蔵文化財を包蔵する土地	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項
⑥ 保安林の区域	森林法(昭和26年法律第249号)第25条
⑦ 環境緑地保護地区、自然	北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海

<p>景観保護地区及び学術自然保護地区</p>	<p>道条例第 64 号) 第 22 条第 1 項  <b>【町内における指定地】</b>  ①環境緑地保護地区  ・ノブト (上野 ミズナラ等)  ・上野松の沼 (上野 広葉樹天然林)  ・桜丘 (桜丘 神社境内のカシワ天然林等)  ②自然景観保護地区  ・厚真ダム (厚真ダムの湖水美、湖岸の広葉樹林、湿性植物、野鳥)</p>
<p>⑧ その他規則で定める区域 (予定)</p>	<p>ア. 第一種低層住居専用地域  イ. 第二種低層住居専用地域  ウ. ルーラルビレッジ地区  エ. フォーラムビレッジ地区</p>

【禁止区域図】



## 8 配慮事項〔第8条〕

事業者が発電事業を実施する上で様々な影響があると想定される次の事項について、事業者に特段の配慮を求めることができますものとしします。

- ① 自然環境、景観、生活環境等の保全に関する事
- ② 健康被害の予防に関する事
- ③ 防災及び安全対策に関する事
- ④ 地域住民等への対応に関する事
- ⑤ 発電設備設置後の維持管理に関する事
- ⑥ その他町長が必要と認める事項

## 9 事前協議〔第9条〕

事業者は、事業計画の届出をしようとするときは、あらかじめ、再生可能エネルギー発電事業の計画について、町と協議を要することとしします。

町は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をします。

その際、当該事業が地域の自然環境、生活環境又は防災上の観点から専門的な判断を要すると認めるときは、学識経験者その他の専門的知見を有する者の意見を聴くことができることとしします。

## 10 地域住民等への説明〔第10条〕

事業者は、事業計画の届出をしようとするときは、地域住民等に対し、あらかじめ説明会等を開催するなど、当該事業計画に関する周知をしなければならないこととしします。

また、事業者は、周知を行うにあたっては、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならないこととしします。

地域住民等から出された質問、意見及び要望に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとし、地域住民等から求められた場合は再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じるよう努めなければならないこととしします。

事業者は、地域住民等に説明を行ったときや地域住民から出された意見に関し協議したときは、その結果を町に報告しなければならないこととしします。

### 【地域住民の範囲の考え方】

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月資源エネルギー庁）の考え方を基本としますが、生活環境や生産活動への影響が広範囲にわたると判断される場合は、「周辺地域の住民」に加えるべき者について意見します。

※「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」抜粋

#### 第3章 説明会の要件

##### 第1節 「周辺地域の住民」（説明会に出席する住民）の範囲

- ① 再エネ発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者に対して説明すること。
  - (i) 低圧電源の場合：100m
  - (ii) 高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く。）：300m
  - (iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）の場合：1km

#### 1.1 届出等〔第11条～第14条〕

事業者は、次に掲げる届出をしなければならないこととします。

##### (1) 事業計画の届出（設置工事の着手予定日の60日前まで）

- ・ 事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画又は中止する旨を町に届け出なければなりません。（軽微な変更を除く。）
- ・ 事業計画の届出は以下の書類を添付するものとします

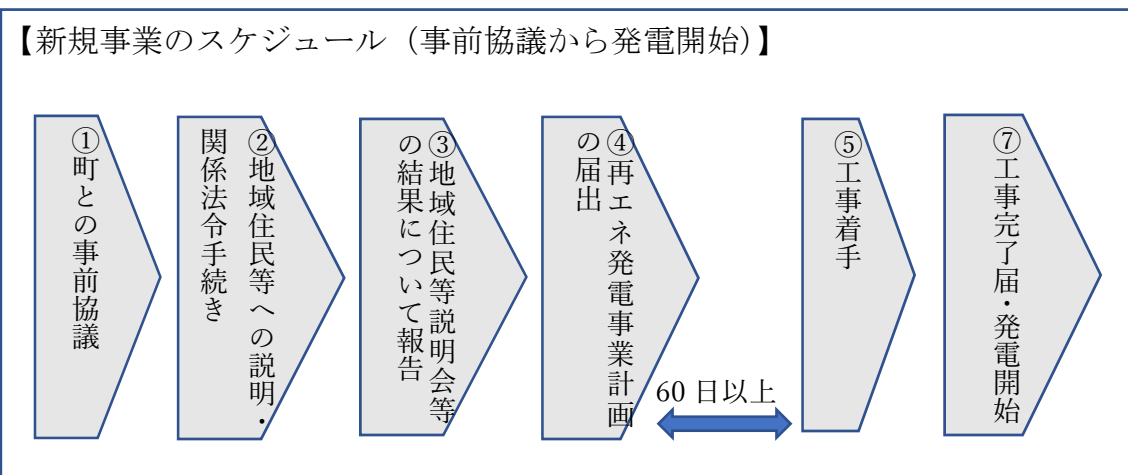
①事業区域等状況調書、②位置図及び事業区域図、③現況平面図及び現況写真、④配置図 土地利用計画図、⑤再生可能エネルギー発電設備の構造図、⑥維持管理に関する計画書、⑦撤去及び処分等に関する計画書 ⑧事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関係がわかる書類の写し、⑨周辺関係者への周知状況を記録した書類、⑩その他、町長が必要と認める書類

##### (2) 工事完了の届出

(3) 地位の継承（譲渡、相続、合併、分割等による継承）の届出

(4) 廃止の届出（廃止しようとする日の30日前まで）

※ 発電事業を廃止するときは、当該発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならないこととします。



## 1.2 維持管理 [第15条]

事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態を保つよう維持管理しなければならないものとします。

## 1.3 報告の徴収・立入調査等 [第16条・第17条]

町は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることのほか、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査や関係者に質問することができることとします。

## 1.4 指導・助言及び勧告 [第18条]

町は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができることとします。また、次のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

なお、事業者は、指導、助言又は勧告を受けたときは、当該指導、助言又は

勧告により講じた措置等について、速やかに町に報告しなければなりません。

- ① 事業者の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- ② 条例の規定による協議、説明、報告若しくは届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- ③ 事業者が正当な理由なく届出をする前に設置工事に着手したとき。
- ④ 維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき若しくは被害を与えるおそれがあるとき。
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じないとき。
- ⑥ 事業者が立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑦ 事業者が指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

#### 15 命令〔第19条〕

事業者が、町からの勧告に正当な理由なく従わないときは、事業者に対して期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができるものとします。

事業者は、町からの命令を受けたときは、当該命令により講じた措置等その対応の状況について、速やかに町に報告しなければならないこととします。

#### 16 公表〔第20条〕

町は、命令をしたときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができるものとします。

町は、公表を行う場合には、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

#### 17 国の特例〔第21条〕

国又は地方公共団体が行う再生可能エネルギー発電事業は、この条例を適用しないものとします。

#### 18 委任〔第22条〕

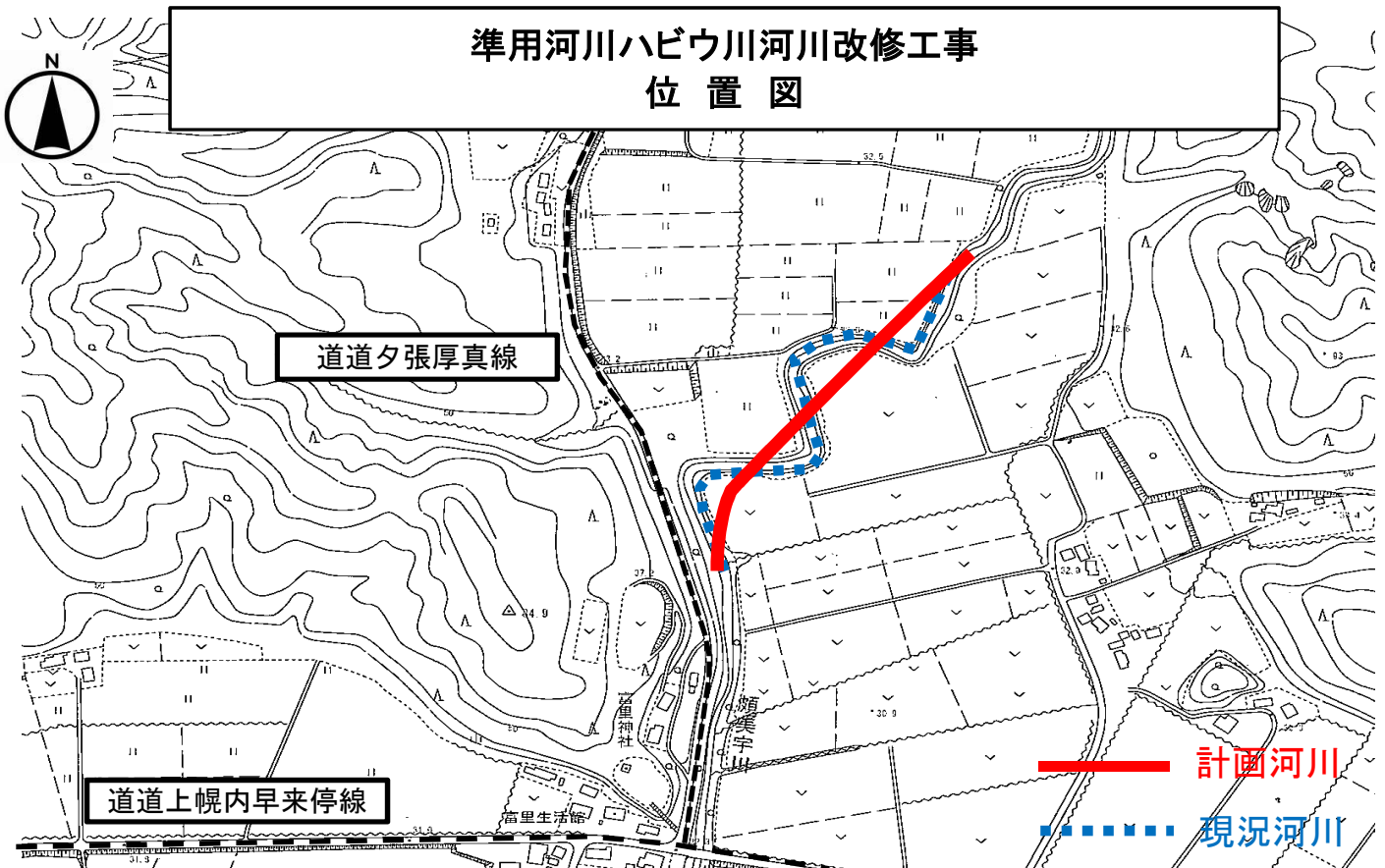
この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定めます。

## 19 施行期日・経過措置〔附則〕

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、(4)の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この条例の規定は、この条例の施行の日以後に設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業に適用します。
- (3) 上記(2)にかかわらず、次に掲げる規定は、条例適用事業に該当するすべての発電事業に適用します。(この条例の施行の際、現に発電設備を設置又は設置工事に着手している場合で、発電設備の変更等により適用事業に該当することとなるときも同様とします。) ① 廃止の届出  
② 地位の継承の届出  
③ 維持管理  
④ 立入調査等  
⑤ 指導、助言及び勧告  
⑥ 命令  
⑦ 公表
- (4) 次に掲げる規定による手続等は、この条例の施行の日前においても、各規定の例により行うことができるものとします。 ① 事前協議  
② 地域住民等への説明等  
③ 事業計画の届出

# 準用河川ハビウ川河川改修工事

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
変更前	掘削工 V=9,570 <sup>m</sup> 土砂等運搬 V=9570 <sup>m</sup> 盛土 V=9570 <sup>m</sup> 現場打吐口工・集水柵 N=1箇所 防護柵設置 790m 構造物撤去工 1式	83,710,000円	令和7年8月5日 ～ 令和8年3月19日
変更後	掘削工 V=8,940 <sup>m</sup> 土砂等運搬 V=10,870 <sup>m</sup> 掘削(表土剥ぎ取り) V=5,700 <sup>m</sup> 盛土 V=9,760 <sup>m</sup> 現場打吐口工・集水柵 N=0箇所 防護柵設置 910m 構造物撤去工 1式 大型土のう設置 N=276袋	97,636,000円	工期変更なし
道道夕張厚真線の出水時の被災防止のために他工区より土砂運搬埋め戻しによる増。 現場圃場が軟弱のためダンプトラック運搬からキャリアダンプへ変更による増。 耕作機能の保持に伴う、表土の掘削することによる増。			8,400,000円増
土地改良区との協議に基づき排水工の設置を見直したことによる減。			5,000,000円減
工事により撤去した鹿柵の延長による精査による増。			400,000円増
構造物撤去工により発生する(コンクリート殻、金属くず、廃プラスチック)の精査による増。			5,126,000円増
出水期の安全対策として大型土のうの設置による増。			5,000,000円増
			<b>合計13,926,000円増</b>



農業施設に係る指定管理者の概要

施設名	厚真町穀類乾燥調製貯蔵施設 (カントリーエレベーター)	厚真町有牧野 (宇隆牧場)
指定管理者候補	とまこまい広域農業協同組合	GOODGOOD株式会社
所在	勇払郡厚真町錦町10番地の2	札幌市北区北七条西4丁目1-1-607
設立年月日	平成13年2月1日	平成30年7月27日
従業員数	正職員159名 準職員69名	10名
沿革	平成13年2月 東胆振管内の1市5町の6JAが 広域合併してJAとまこまい 広域を発足 平成14年6月 胆振酪農専門農協から事業 を譲受 令和5年6月1日 安平町酪農ヘルパー組合、胆振東部乳牛検定組合から 事業を譲受	平成30年7月 令和元年以降 令和3年4月 令和6年9月 令和7年4月 飲食・食肉関連事業を基盤とし、 畜産事業の法人化を目的として設立。 厚真町自社牧場の開設・運営、放牧地 管理、草地整備等の畜産関連事業を本 格化。 厚真町有牧野（宇隆牧場）の指定管理 者として管理運営を開始（令和7年度 まで継続）。 放牧牧草牛を導入（当初3頭）。北海 道での放牧管理 ノウハウを確立。 草地管理における町内農業者との連携 体制づくり。
業務内容	拠点 1本所、6支所 組合員数(令和7年1月末) 正組合員814名 準組合員4,322名 販売事業 令和6年度販売事業取扱高152億円（各種 対策費を含む） 購買事業（資材店舗6、給油所5、Aコープ店1） 令和6年度購買事業取扱高79億円 信用事業 令和6年度末貯金残高554億円 令和6年度末貸付金残高106億円 共済事業 令和6年度末長期共済保有高998億円	・畜産事業（飼養管理、牧野管理、草地整備） ・牧場運営および関連施設の維持管理 ・食肉の流通・販売に関する事業 ・飲食店事業
第1回 候補者選定委員会	令和7年11月17日開催 指定管理者候補者の選定方法の協議・決定	
選定方法	公募によらない	公募による
募集期間	—	令和7年12月12日～令和8年1月13日
申請年月日	令和7年12月12日	令和8年1月5日
第2回 候補者選定委員会	令和8年1月16日開催 指定管理者候補者の適格要件及び管理運営内容の審査	
適格要件	すべて適格	すべて適格
審査方法	総合点数方式	
管理運営費	79,780千円	2,460千円
指定管理料	0千円	0千円
業務実績	平成18年度より指定管理	令和3年度より指定管理
評点合計	92/130点	81/130点
審査結果	候補者として選定	候補者として選定
現指定管理者	とまこまい広域農業協同組合	GOODGOOD株式会社

## 収 支 予 算 書

## 1 収支予算書（指定管理料見積書）

## (1) 収入

(千円)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
利用料金収入見込額 (A)	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000	570,000	
【参考】 使用料等収入見込額 (注1)	107,000	107,000	107,000	107,000	107,000	535,000	

## (2) 支出

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
人 件 費	常勤職員	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	85,000
	臨時職員	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	52,000
	法定福利費						
	その他						
	小 計	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	137,500
管 理 費	修繕費	21,500	21,500	21,500	21,500	21,500	107,500
	電気料	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	137,500
	資材費	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500
	燃料費	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500
	管理費	2,650	2,650	7,280	7,280	7,280	27,140
	輸送費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
	償却費	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	42,500
	小 計	75,150	75,150	79,780	79,780	79,780	389,640
租税公課費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
その他雑費	700	700	700	700	700	3,500	
合 計 (B)	105,250	105,250	109,880	109,880	109,880	540,140	

## (3) 収支差引

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
収支差引 (A) - (B)	8,750	8,750	4,120	4,120	4,120	29,860	

## (4) 指定管理料

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計	備考
指定管理見積額	0	0	0	0	0	0	

## 収 支 予 算 書

### 1 収支予算書 (指定管理料見積書)

#### (1) 収入

(千円)

区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計	備考
利用料金収入見込額 (A)	3,528	4,212	4,932	5,616	6,336	24,624	150 円×頭数 ×8 ヶ月想定
【参考】 使用料等収入見込額 (注1)	0	0	0	0	0	0	

#### (2) 支出

区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計	備考	
人 件 費	正社員	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	7,020	兼務のため全 体の 30%を計 上
	パート	156	156	156	156	156	780	兼務のため全 体の 30%を計 上
	小 計	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	7,800	
管 理 費	施設管理費	300	300	300	300	300	300	電気代、修繕 費等
	備品、消耗品費	630	620	610	600	600	3,060	牧柵、飼料、堆 肥、種苗、駆 虫、防疫等 ※牧柵補修の 平準化、町内 連携による作 業効率化を理 由に微減させ ています。
	その他							
	小 計	930	920	910	900	900	4,560	
租税公課費	0	0	0	0	0	0		
その他経費	0	0	0	0	0	0		
合 計 (B)	2,490	2,480	2,470	2,460	2,460	12,360		

#### (3) 収支差引

区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計	備考
収支差引 (A) - (B)	1,038	1,732	2,462	3,156	3,876	12,264	

#### (4) 指定管理料

区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計	備考
指定管理料見積額	0	0	0	0	0	0	

地 政 第 2920 号

令和 8 年(2026年)1月 28 日

厚真町長 宮坂 尚市朗 様

北海道知事 鈴木 直道

過疎地域持続的発展市町村計画の変更に関する協議について（回答）

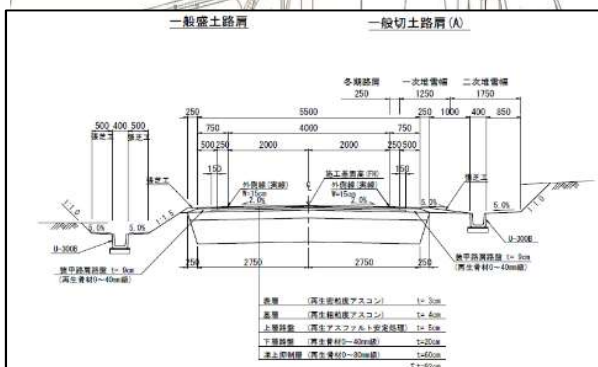
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 15 日付け厚企画号で協議のあったこのことについては、異議がありません。

(総合政策部地域創生局地域政策課地域政策係)

## 北部厚真川左岸道路改良舗装工事(その2)

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
変更前	工事延長 L=258m 路盤工 t=80cm アスファルト安定処理 t=5cm 粗粒度アスコン t=4cm 密粒度アスコン t=3cm	61,930,000円	令和7年8月5日 ～ 令和8年3月20日
変更後	概要変更なし	66,770,000円	工期変更なし
構造物撤去工により発生する(コンクリート殻、アスファルト殻、すきとり物)の精査による増。			1,315,000円増
保護路肩(路盤工・表層工)の追加計上に伴う増。			940,000円増
第三者車両の交通安全対策として標識工(待避所)の変更に伴う増。			1,200,000円増
町道の交通安全対策として交通誘導員の追加配置。			1,385,000円増
<b>合計</b>			<b>4,840,000円増</b>

### 北部厚真川左岸道路改良舗装工事(その2) 位置図



## 北部厚真川左岸道路改良舗装工事(その3)

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
変更前	工事延長 L=425m 路盤工 t=80cm アスファルト安定処理 t=5cm 粗粒度アスコン t=4cm 密粒度アスコン t=3cm	109,670,000円	令和7年8月25日 ～ 令和8年3月19日
変更後	概要変更なし	111,452,000円	工期変更なし
排水施設の吐口部の法面保護のため、U字側溝を追加したことによる増。			400,000円増
町道の交通安全対策として交通誘導員の追加配置。			1,382,000円増
			<b>合計1,782,000円増</b>

### 北部厚真川左岸道路改良舗装工事(その3) 位置図

